

出雲市自立支援医療費(育成医療・更生医療)助成事業を廃止します

令和9年4月から、出雲市自立支援医療費(育成医療・更生医療)助成事業を廃止することとしました。
 なお、出雲市自立支援医療費(精神通院医療)助成事業は継続します。
 また、国の制度である自立支援医療費助成(原則1割負担+自己負担額上限設定)も継続します。

〈1か月の自己負担上限額〉

◇令和9年3月診療分まで

(単位:円)

◇令和9年3月診療分まで

(単位:円)

自立支援医療(育成医療)					
	低所得 I	低所得 II	中間所得 I	中間所得 II	一定所得以上
重度かつ継続該当	2,500	5,000	5,000	10,000	20,000
重度かつ継続非該当	2,500	5,000	5,000	10,000	対象外
出雲市自立支援医療(育成医療)					
通院	1,000			1,000*	
入院	2,000			2,000*	

自立支援医療(更生医療)					
	低所得 I	低所得 II	中間所得 I	中間所得 II	一定所得以上
重度かつ継続該当	2,500	5,000	5,000	10,000	20,000
重度かつ継続非該当	2,500	5,000	医療保険の自己負担上限額		対象外
出雲市自立支援医療(更生医療)					
通院	3,000		6,000		6,000*
入院	5,000		10,000		10,000*

※重度かつ継続該当のみ対象

◇令和9年4月診療分から

(単位:円)

◇令和9年4月診療分から

(単位:円)

自立支援医療(育成医療)					
	低所得 I	低所得 II	中間所得 I	中間所得 II	一定所得以上
重度かつ継続該当	2,500	5,000	5,000	10,000	20,000
重度かつ継続非該当	2,500	5,000	5,000	10,000	対象外
出雲市自立支援医療(育成医療)					
通院	廃止(子ども医療証をご活用ください)				
入院	廃止				

自立支援医療(更生医療)					
	低所得 I	低所得 II	中間所得 I	中間所得 II	一定所得以上
重度かつ継続該当	2,500	5,000	5,000	10,000	20,000
重度かつ継続非該当	2,500	5,000	医療保険の自己負担限度額		対象外
出雲市自立支援医療(更生医療)					
通院	廃止				
入院	廃止				

〈廃止時期〉

令和9年4月診療分から廃止

〈請求期限〉

令和9年9月30日(木)受付分まで

おたずね/福祉推進課 TEL 21-6959 FAX 21-6598

子ども食堂を運営している団体を支援します

子どもの貧困対策や地域交流の推進等を目的に実施する「子ども食堂」の取組を支援するため、市内で子ども食堂を実施する団体に対し、その運営費および開設経費等の一部を補助します。

出雲市子ども食堂支援事業補助金

運営事業 子ども食堂を実施する取組

対象経費/食材費、消耗品費(衛生用品、食事配布用の使い捨て容器等)
 通信費及び保険料
 補助額/[上限]開催1回あたり5千円
 かつ1か月あたり1万円



新規開設事業 子ども食堂を新規開設する取組

対象経費/新規開設する際の調理器具、食器等の購入経費、調理室等の軽微な修繕に要する経費、広報に係る経費等
 補助額/[上限]50万円

活動拡充事業 子ども食堂において新たな取組の追加を行うもの

対象経費/レクリエーション等新たに取組を追加するための経費
 補助額/[上限]20万円

※補助対象事業、団体について所定の要件があります。ご希望の場合は事前にご相談ください。

申込み・おたずね/福祉推進課 TEL 21-6962 FAX 21-6598 メール fukushi@city.izumo.shimane.jp

低所得世帯緊急支援給付金のご案内

エネルギー・食料品等の価格が高騰している状況から、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯)の生活を支援するため、県の補助金を活用した給付金を支給します。この給付金は国の重点支援地方交付金を活用しています。

詳しくは、市のホームページに掲載していますので、右記の二次元コードからご確認ください。

1. 対象世帯及び支給額

住民税非課税世帯への給付

出雲市 低所得世帯緊急支援給付金 検索



①支給額 1世帯あたり3万円

②対象世帯 令和8年1月1日に出雲市に住民登録があり、世帯全員の令和7年度住民税均等割が課税されていない世帯

※住民税が課税されている親族等の被扶養者のみで構成された世帯は除きます。

2. 手続き

対象世帯に対し、5月中旬以降に「支給予定通知」または「確認書」を送付します。
<受付期間/8月31日(月)まで(返送の場合、当日消印有効)>

申請先/市役所本庁 福祉推進課「低所得世帯支援給付金」窓口

3. 支給時期

市が確認書を受理した日から、おおむね3週間後に支給します。

おたずね/福祉推進課(低所得世帯支援給付金窓口)

TEL 21-6761 FAX 21-6598 メール fukushi@city.izumo.shimane.jp

医療従事者のための手話講座を開催します

耳の聞こえない人への理解や、当事者の体験談、医療現場でよく使う単語を中心に手話を学んでみませんか。

医療系学校の学生や、ボランティアの方の受講もお待ちしています。

◆日時/6月14日(日) 10:00~11:30

◆会場/市役所本庁 くにびき大ホール

◆対象/市内在住・在勤の医療従事者、学生など

◆参加費/無料 ◆申込期限/6月8日(月)

◆申込方法/電話、FAX、メールのいずれかで、住所、氏名、連絡先(電話番号)を記載し、申し込んでください。

◆その他/開催日当日の参加が難しい場合は、5人以上の任意のグループでの出前講座も行いますので、お問い合わせください。

聴覚障がい以外の障がいについての知るための「あいサポーター研修」も随時受け付けています。

申込み・おたずね/福祉推進課 TEL 21-6959 FAX 21-6598 メール: fukushi@city.izumo.shimane.jp

手話をやってみよう!

今月は、「きれい」です。
ぜひやってみてください!

出雲市 YouTube 公式チャンネルで動画も公開していますので検索してください。
「出雲市 YouTube やさしい手話」で 検索



左手のひらに
右手のひらを置いて、
なでるように滑らす



おたずね/福祉推進課 TEL 21-6959 FAX 21-6598